

英国の生命保険会社の法人税について

保険研究部門 研究員 西林信幸
nishiba@nli-research.co.jp

<要旨>

1. 英国生保市場はEU最大であり、保険会社数が多いことや株式運用の割合が高い（1999年末時点で50.8%）こと、さらに、貯蓄性商品の占率が高いことなどの特徴がみられる。
2. こうした特色を有する英国生命保険会社の法人税制は極めて複雑である。これは、事業内容を様々な項目によって区分し、それぞれの区分において異なる課税方法を採用している点に原因がある。
3. 例えば、会社組織形態（株式・相互会社）、商品区分（生命保険事業、健康保険・年金運用事業、その他長期貯蓄事業）、課税所得の持分（保険契約者・株主持分）ごとに、それぞれ課税方法が異なる。さらに、生命保険事業は、5種類の事業に区分される。（本稿では、主として、生命保険事業のうち、生保・支給開始年金事業（BLAGAB）の法人税について述べる。）
4. まず、相互会社の場合には、所得分類上は、別表DケースVI所得として課税されるが、株式会社の場合には、別表DケースIまたはケースVI所得のいずれかで課税される。どちらが採用されるかは、租税歳入局の判断で税額が多い方となる。
5. 法人税率については、保険契約者の持分は22%の税率、株主持分（株式保険会社のみ）は30%の税率、貯蓄収入（savings income）は20%の税率という具合に、それぞれ異なる税率が適用されるため、1つの生命保険会社に対して、最大で3種類の法人税率が存在する。
6. 原則的な課税方式である別表DのケースVIで課税される場合には、投資収益から管理費用を控除した金額をベースに課税されるため、「投資収益課税（I-E基準）」と呼ばれている。この管理費用については、税法上は明確な定義がなく、裁判所の判断も分かれている。
7. しかし、1990年4月から、新契約費については、初年度に全額計上せず、7年間にわたって分割して計上されることとなったため、課税所得計算上の費用が減少し、生命保険会社の納税額が増加する結果となっている。

I. はじめに

現在、わが国では 21 世紀版の税制改革論議が盛り上がり、こうした環境下において、中長期的には、生命保険会社の税制の在り方も例外ではない。

一般的に税制の議論においては、わが国固有の事情が優先されているとはいえ、一方では、わが国の企業に対する国際競争力の観点から、国際的整合性を確保することも配慮されなければならないものと考えられる。

これまで、諸外国での生保税制については、米国に関する調査・研究を中心に進められてきたこともあり、英国については少ないのではないかと思われる。

英国は保険大国であり、主要先進国の中では、GDP に対する収入保険料占率が世界第 1 位⁽¹⁾である。

そこで、今回は、これまであまり検討されてこなかった英国生保の法人税について、その概要を整理して、今後の議論の基礎的情報を提供することとしたい。

なお、税制については、市場動向や監督規制など、様々な制度によって、そのあり方も変わるため、法人税について議論する前に、英国生保市場について概観しておく。

今回はあくまでも、英国生保法人税の概要を提供することを目的としているため、細部については、まだ不明な点が多々あり、それらについては、今後の課題としたい。

一般事業会社も含めた英国の法人税について、税法などの法律条項まで溯って調査・研究する場合には、末尾に掲載した参考文献のうち、

CCH(2000)「Tax Statutes and Statutory Instruments 2000 – 2001 1A」

をご参照頂きたい。この文献には、現在の税法の基礎である、1988 年所得税／法人税法 (Income and Corporation Tax Act 1988) の他、2000 年までの財政法⁽²⁾ (Finance Act) がすべて網羅されている。

⁽¹⁾ Swiss Re, sigma (2001 年 No. 6) 37 頁によれば、12.7% (2000 年) である (日本は 8.7%)。なお、同誌は、<http://www.swissre.com/> からダウンロード可能。

⁽²⁾ 財政法とは、毎年 3 月から 4 月にかけて、英国蔵相が下院で報告する「前年度国家財政状態の年次報告書」と「次年度の歳入／歳出見通し／税制に関する提案」を 1 つに統合したものである。このうち、後半の「次年度の歳入／歳出見通し／税制に関する提案」の部分予算書 (Budget) と呼ぶ。

II. 英国生保市場の現状

英国の保険会社税制を説明する前に、英国生保市場について概観する。

市場の特徴としては、保険会社数が多いことや株式運用の割合が高いこと、さらに、貯蓄性商品の占率が高いことが挙げられる。

1. 保険会社数

英国における保険会社は800社以上あり、このうち、生命保険会社は兼営会社を含めて約230社ある。

図表－1 英国における保険会社数の推移

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
生命保険会社 (うち外国会社)	174社 (14)	177 (14)	177 (15)	176 (14)	171 (17)
損害保険会社 (うち外国会社)	594 (137)	578 (135)	599 (147)	594 (143)	596 (147)
生損保兼営会社 (うち外国会社)	58 (7)	59 (7)	65 (7)	62 (7)	62 (8)
合計 (うち外国会社)	826 (158)	814 (156)	841 (169)	832 (164)	829 (172)

(資料)「2001年版 主要国生命保険統計要覧：財団法人 生命保険文化研究所 21頁」から転載

2. 資産運用状況

英国生保の資産運用状況は、運用資産構成では株式の占率が高いことが特徴であり、1999年には普通株式の占率が50%を超えている。また、運用資産正味利回り（税引き後、ハーディー方式）は4%以上で推移しており、株価指数（FT100）も毎年20%前後で上昇している。

図表－2 英国における生命保険会社の運用資産構成比、正味利回り

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
英国債	13.9%	14.7	14.1	14.6	12.5
英国債以外の公債	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6
外国政府債・地方債	4.1	4.0	3.6	3.8	3.1
社債・優先株	11.8	10.8	11.9	12.9	12.2
普通株	46.2	47.2	47.8	46.9	50.8
契約型投資信託	8.1	8.1	7.2	7.2	7.7
抵当貸付	2.7	1.7	1.6	1.6	1.4
不動産	6.9	6.4	5.9	5.7	5.2
その他	5.6	6.5	7.2	6.7	6.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
正味利回り（税引後）	6.13%	5.93	5.52	4.64	4.01
株価上昇率（FT100）	20.3%	11.6	24.7	14.5	17.8

(資料)「2001年版 主要国生命保険統計要覧：財団法人 生命保険文化研究所 20頁」から転載

なお、株価上昇率は年末値増加率で「東洋経済統計月報：2000年9月号 55頁」より作成

3. 商品種類別の保有契約状況（収入保険料ベース）

商品種類別の保有契約状況（収入保険料ベース）では、個人年金・個人退職年金・団体年金の合計が約55%を占めている。

図表－3 英国の商品種類別保有契約状況（収入保険料占率）

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
生命保険	47.5%	46.7	44.1	42.3	41.8
個人年金	0.9	1.6	0.7	0.6	0.2
個人退職年金	23.2	23.0	24.3	22.0	19.0
DSS リポート ⁽³⁾	4.8	4.1	3.6	2.1	2.8
団体年金等	22.4	23.5	26.1	32.0	35.2
所得補償保険	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）「2001年版 主要国生命保険統計要覧：財団法人 生命保険文化研究所」から作成

一方、わが国の場合には、個人年金・団体年金の合計が約30%である。

図表－4 日本の商品種類別保有契約状況（収入保険料占率）

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
個人保険	59.8%	60.0	58.4	62.2	60.4
個人年金保険	9.5	8.2	8.1	7.9	7.7
団体保険	5.7	5.9	4.8	4.8	5.0
団体年金保険	23.4	24.2	27.2	23.3	25.0
財形保険	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1
財形年金保険	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
医療保障保険	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
就業不能保障保険	0.003	0.005	0.016	0.024	0.023
受再保険	0.1	0.1	0.1	0.4	0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）「2001年版 主要国生命保険統計要覧：財団法人 生命保険文化研究所 4頁」から転載

以上のことから、わが国に比べて、英国では貯蓄性商品の販売占率が高いことが分かる。

後述の通り、英国生保の法人税制では、投資収益課税制度が採用されている。この制度が採用されている理由の1つとして、生命保険会社の販売商品のうち貯蓄性商品の占率が高いため、生命保険商品を投資金融商品として捉えて投資収益に対して課税するという考え方を採用しているものと考えられる。

⁽³⁾ DSS とは、社会保険省（Department of Social Security）の略。英国では個人年金に加入すれば社会保険の一部が個人年金勘定に返還され生命保険会社が合算して運用することになる。DSS リポートとはその返還分の保険料収入を指す。

Ⅲ. 法人税の概要

1. 課税所得の概念

わが国と同様、英国における法人税 (corporation tax) とは、企業の利益 (profits) に対してかかる税金を指す。税金の対象となる会社の利益を課税所得 (company's taxable profits) と呼ぶが、英国の課税所得は、通常の所得 (income) およびキャピタル・ゲイン (chargeable gains) から成り立っている。

2. 税法体系

課税所得のうち、通常の所得に関する法律は、1988年に従来の所得税法と法人税法が統合された「1988年所得税／法人税法 (Income and Corporation Taxes Act 1988)」が基準となっている。

また、キャピタル・ゲインに関する法律は様々なものがあつたが、1992年に「キャピタル・ゲイン税法 (Taxation of Chargeable Gains Act 1992)」として統合されている。

なお、これらの法律は、その後の財政法によって修正されて今日に至っている。

3. 税務行政

英国の税務行政は、租税歳入局⁽⁴⁾ (Inland Revenue) が直接税を、また、消費関税局 (Customs and Excise) が間接税・関税を担当している。法人税は直接税であるため、英国生保の法人税制は租税歳入局が担当している。

4. 所得区分

英国における通常の所得は、別表 (schedule) AからFに区分されている⁽⁵⁾。

図表－5 英国における所得の区分

別表A……不動産所得
別表D……別表A・E・F以外の所得で、以下の6つに区分される。
ケースI…事業所得 (trade profits)
ケースII…専門的業務所得 (profits from a profession or vocation)
ケースIII…利子・年金所得
ケースIV…外国証券からの所得
ケースV…外国財産からの所得
ケースVI…ケースI～V以外の所得
別表E…給与所得 (個人のみ)
別表F…英国居住法人からの配当その他分配所得

(資料) 「Taxation of Insurance Business(4th edition) : Butterworths (1999年)」より作成

⁽⁴⁾ 固有名詞の和訳については、監査法人トーマツ編 (1997) 「EU加盟国の税法」中央経済社、および、生命保険文化研究所 (1998) 「生命保険用語英和辞典」を基準にした。

⁽⁵⁾ 個人・法人とも共通の所得区分を用いているため、事業所得と給与所得などが混在している。また、従来は、別表B (山林所得)、別表C (英国および地方自治体の債券利子所得) の区分も存在したが、それぞれ、1988年財政法、1996年財政法によって廃止された。

なお、法人については、別表E以外の所得が課税対象となる。

以下、それぞれの区分について説明する。

(1) 別表A（不動産所得）

別表Aには2つのバージョンがあり、個人向けには1995年に、法人向けには1998年4月1日に改正されている。

(a) 初期バージョン

初期バージョンでの別表A所得は、賃貸収入および英国内に位置する土地からの地代収入が含まれていて、受取収入から特定の費用を控除した金額に対して課税されていた。また、特定の場所から生じた費用が収入を上回った場合には、その赤字額が同一年度内に他の賃貸収入と相殺されるか、または、次年度以降に繰り越して、将来の別表A収入と相殺できることが一般的であった。しかし、別表A赤字は、他の別表から生じる税金とは相殺できなかった。

(b) 改正バージョン

改正バージョンでは、英国内の土地開発のために行なう事業から生じる利益も、賃貸および地代収入として別表Aの対象となっている。そして、企業によって行われるそのような事業活動は単体事業 (a single business) として取り扱われる。

別表A事業の利益に関する基本的な計算規則は、別表DのケースIに含まれる事業所得と同じ方法で計算されるが、貸付利息および他の関連項目については分離したままで計算される。なお、現在では、別表Aの損失については、より寛大な救済措置がある。

(2) 別表D（別表A，E，F以外の所得）

別表DはケースIからケースVIに区分される。

(a) ケースI

英国において全部および一部行われている事業所得を指す。課税対象は所得、すなわち、利益を生み出すために使用したすべての費用を、収入から控除したものである。課税所得を計算するための出発点は企業会計 (the account of the business) であるが、その企業会計は、公正妥当と認められた会計基準に従って作成され、何年にもわたり継続して使用されるべきものである。

会計上に示された事業所得は、税法上の要請に応じるために調整される。ある種の費用控除を認可する法律条項も存在するものの、一般的には、税法は、課税所得計算上で控除できる費用を禁止あるいは制限することによって機能している。なお、取引目的で生じたものではない費用支出、取引に無関係な損失、交際費 (business entertainment expenditure)、および、固定資産の減価償却 (depreciation on capital assets) を含む資本的支出 (capital expenditure) ⁽⁶⁾ に対

⁽⁶⁾ 動産／設備など固定資産に使われる支出を指す。

しては、控除は認められない。

いくつかの例外を除けば、事業所得を計算する際に費用を控除するための法律上の認定はない。また、課税目的のために控除できる費用については、健全な会計基準（sound accountancy principles）に従って事業所得から控除できる。

なお、税務上は「1990年 キャピタル・アローアンス法（The Capital Allowances Act 1990）」によって減価償却に相当する「キャピタル・アローアンス」が定められているため、工場、機械、工業用・農業用（商業用を除く）建物、ホテル、ある一定の他の資産に関する減価償却費用は、指定された期間の利益から控除される。

(b) ケースⅡ

英国において行われている専門的業務からの所得を指す。なお、別表DのケースⅠ・Ⅱの間の区別は、現在では廃止されており、同じ計算規則が適用される。

(c) ケースⅢ

1996年財政法の下では、貸付関係（loan relationships）からの所得が含まれる。なお、年金およびその他の年単位報酬（annual payments）、および、別表Cに該当しない債券（社債など）の利息なども含まれる。

(d) ケースⅣ

英国外での有価証券からの所得が含まれる。

(e) ケースⅤ

海外にある所有物（株式、不動産など）からの所得、および、海外事業からの所得が含まれる。なお、ケースⅢに含まれる貸付関係にあるものは除かれる。

(f) ケースⅥ

上記のケースⅠ～Ⅴに該当しない所得が含まれるため、実際には、多くの種類の所得がケースⅥに含まれている。

また、課税回避措置（tax avoidance arrangement）を防止するために法律を制定する際には、それらの所得がこのケースⅥに含まれると判断して課税する場合が多かったようである。

なお、後述の通り、生命保険会社のうち相互会社についての事業所得はこのケースⅥに含まれる。

(3) 別表E（給与所得）

英国および海外で行われる雇用からの所得が含まれる。

(4) 別表F（英国居住法人からの配当その他分配所得）

英国内に居住する企業からの配当金およびその他分配金が含まれる。

5. 法人税率

(1) 法人税率の水準

現在の法人税率は図表-6の通りである。150万ポンドを超える所得に対して30%の税率が適用される。また、30万ポンド以下の少額所得に対しては20%の軽減税率が適用される。(30~150万ポンドまでの税率32.5%については、欄外注7を参照)

図表-6 英国における法人税率

課税所得帯 (Taxable income band)	税率 (Tax rate)
0 ~ 300,000 £ ⁽⁷⁾	20%
300,001 ~ 1,500,000	32.5 ⁽⁸⁾
1,500,001 以上	30

(資料) 「Tax Handbook(2001-02) : CCH (2001年) 115頁」より作成

一方、所得税率は22%が基本税率である。

なお、貯蓄収入⁽⁹⁾ (savings income) に対しては20%の軽減税率が適用される。

図表-7 英国における所得税率

課税所得帯 (Taxable income band)	税率 (Tax rate)
0 ~ 1,880 £	10%
1,881 ~ 29,400	22 (20) ⁽¹⁰⁾
29,400 以上	40

(資料) 「Tax Handbook(2001-02) : CCH (2001年) 92頁」より転載

(2) 生命保険会社への適用税率

生命保険会社に対する法人税率は、株式会社と相互会社で若干異なる。

生命保険株式会社においては、課税所得のうち、株主の持ち分に対して30%の法人税率が適用される。さらに、保険契約者の持ち分に対しては、所得税率に準じて22%の低い税率が適用され、さらに、保険会社の資産運用収入のうち、貯蓄収入に該当する部分については、所得税率と同様に20%の軽減税率が適用される。

⁽⁷⁾ 2002年2月25日付の日経金融新聞「通貨クロスレート」によれば、1£(ポンド)=195.65円である。

⁽⁸⁾ 課税所得が150万£の場合の実効税率が30%となるように、30~150万£の税率が定められている(30万£×20%+120万£×32.5%) / 150万£=45 / 150=30%)。32.5%と30%の差額2.5%は「Marginal relief fraction」と呼ばれている。つまり、基本税率30%に一定数値を上乗せ(margin)させることによって、150万£以下に対する税の軽減(relief)を行う趣旨である。なお、fractionとは分数の意味で、「Tax Handbook」によれば2.5%の代わりに「1/40」と記載されている。

⁽⁹⁾ 生命保険文化研究所(1998)「生命保険用語英和辞典」694頁によれば、savings incomeは年金受給者等の貯蓄収入となっているため、少額所得者等向けの優遇された収入であると考えられる。なお、後述の通り、貯蓄収入は生命保険会社の投資収益の一部を構成している。

⁽¹⁰⁾ 1999年から2000年にかけては、配当以外の貯蓄収入(savings income)は20%が適用される。

従って、図表－８の通り、生命保険会社に対しては、最大３種類の異なる税率が存在することになる。

図表－８ 英国生保に対する法人税率

課税所得の持ち分	税率 (Tax rate)
株主持ち分	30%
貯蓄収入 (savings income)	20
残額 (主として契約者持ち分)	22

(資料)「Tax Handbook(2001-02) : CCH (2001年) 92頁」より作成

一方、生命保険相互会社には、株主が存在しないため、適用される法人税率は、２種類（保険契約者：22%、貯蓄収入：20%）である。

6. 最近の改正状況

先述の通り、英国の法人税法は財政法によって毎年修正が行われている。

ここでは、英国の法人税の特色であった「賦課決定方式」「予納法人税 (ACT: Advance Corporation Tax)」の廃止について若干触れておく。

(1) 賦課決定方式の廃止（申告納税制度の導入）

英国では租税検査官 (Inspector) が独自の情報により納税額を決定する賦課決定方式が採用されてきたため、納税者の申告により課税されるわが国とは異なり、納税者の申告は租税歳入局の賦課のための資料としての意味しかなく、当局の賦課決定通知をもって初めて税額が確定していた。

しかし、1999年7月1日以降に終了する会計期間から、申告納税制度 (C T S A : Corporation Tax Self-Assessment) が導入されている。

(2) 予納法人税の廃止

予納法人税とは、法人が株主配当を行う場合に、配当金額の20%を事前に租税歳入局に納付する税金のことである。従って、株主には残りの80%を配当金として支払うことになる。

生命保険会社も株式会社であれば適用対象となっていた。

法人は、配当金を支払った年度の法人税と予納法人税を相殺することができた。また、二重課税を防止する観点から、既に予納法人税が課税された受取配当金は非課税となっていた。

なお、英国の法人税について「免除投資所得 (franked investment income)」という概念がある。

免除投資所得とは、予納法人税を納付した後の配当金について、配当を受取る側の視点からみ

た所得を指すものであり、配当を支払う側の視点からは、免除配当 (franked payment) と呼ばれる。

1999年4月6日以降に行われる株主配当からは、2004年までの時限的措置として、20%の税率が10%に引き下げられている。

なお、2004年以降は、予納法人税制度が廃止される予定である。

IV. 生命保険会社課税の概要

1. 税法上の事業分類

税法上の生命保険会社の事業分類は、①生命保険事業、②健康保険・年金運用事業等、③その他長期貯蓄事業の3種類に分類される。

図表－9 生命保険会社の税制上の事業分類

① 生命保険事業 (life assurance business)
② 健康保険・年金運用事業等 (other long-term businesses) (例) 長期所得補償保険 (permanent health insurance)、年金基金管理事業 (pension fund management business) など
③ その他長期貯蓄事業 (other than long-term businesses)

(資料) 「Insurance Pocket Book 2001: Tillinghast-Towers Perrin (2001年) 82頁」より作成

2. 「生命保険事業」の内訳

さらに、「生命保険事業」は、以下の5種類の事業に分類される⁽¹¹⁾。

図表－10 税制上の生命保険事業の分類

① 生保・支給開始年金事業 (BLAGAB: basic life assurance and general annuity business)
② 積み立て年金事業 (pension business)
③ 生命再保険事業 (life reinsurance business)
④ 税制優遇個人貯蓄勘定事業 (ISA: individual savings account business)
⑤ 海外生命保険事業 (OLAB: overseas life assurance business)

(資料) 「Insurance Pocket Book 2001: Tillinghast-Towers Perrin (2001年) 82頁」より作成

⁽¹¹⁾ Pension business は個人退職年金と訳される場合もあるが、ここでは、将来の年金受け取りのために年金資産を積み立てている途中の契約で年金支給開始前の契約を指しているため、特に、積み立て年金という訳を付した。

税制上、生命保険会社の事業内容を区分することは、各事業区分での損益通算を行わないという趣旨であると考えられる。

実際、積み立て年金事業や海外生命保険事業で生じた赤字は、他の事業との黒字と相殺することはできないが、当該事業の将来の黒字とは相殺できることになっているため、いわゆる、損益の繰延は可能となっている。

以下においては、特に断らない限り、英国における一般的な生命保険契約が含まれる「生保・支給開始年金」を中心に議論する。

3. 生保・支給開始年金の課税所得計算

生保・支給開始年金事業の課税所得の計算方法は、株式会社と相互会社で異なる。

株式会社の場合には、別表DケースI、または、別表DケースVIで課税所得が計算されるが、どちらの課税所得を使用するかについての選択権は租税歳入局が有しており、徴収税額の大きい方が選択される。一方、相互会社については、ケースIによる計算は不要であり、ケースVIによる課税所得のみで課税される。

図表－11 生保・支給開始年金事業の課税所得の考え方

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・生命保険相互会社……ケースVIで課税所得を計算する。・生命保険株式会社……ケースIとケースVIの両方で課税所得を計算し、租税歳入局の判断で徴収税額が多い方を課税所得とする。 |
|--|

(資料) 「Taxation of Insurance Business(4th edition) : Butterworths (1999年)」より作成

ケースVIでの課税方法は「投資収益課税」と呼ばれており、投資収益 (investment income) から管理費用 (management expense) を控除したものを基準に行われる。また「投資収益課税」は「I-E基準」とも呼ばれる⁽¹²⁾。

以下では、この「投資収益課税」について述べる。

⁽¹²⁾ Iは投資 (investment) のI、Eは経費 (expenditure) のEである。

V. 投資収益課税

1. 課税方法

生保・支給開始年金事業については、「投資収益 (investment income)」、「実現キャピタルゲイン (realised capital gains)」、「雑収入 (sundry receipts) ⁽¹³⁾」を加えたものから、「管理費用 (management expenses)」、「収入に付随する手数料 (charges on income)」を引いたものが課税所得となる。

(1) 投資収益

投資収益は、貯蓄収入 (savings income)、海外株式配当、受取利息、その他収益に分類される。貯蓄収入には、ユニットトラストの配当などが含まれ、その他収益には不動産の賃貸料 (property rents) などが含まれる。

(2) 実現キャピタルゲイン

実現キャピタルゲインは、キャピタル・ゲイン課税原則 (capital gains tax principles) に基づいて計算されたものであり、物価スライド⁽¹⁴⁾による控除額 (indexation relief) を差し引いたものである。

(3) 管理費用

生命保険会社に対する管理費用については税法上の明確な定義がないため、費用が発生した場合に、それが管理費用に該当するかどうかについて裁判で争われることもあった⁽¹⁵⁾。

しかし、下記の通り、裁判所の判断も分かれている状況である。

広い意味においては、管理費用は、事業としての利益の評価を行う場合に、生命保険会社の行う生命保険業務の責任 (liability) を計算する際に、通常控除される費用であると解釈されている⁽¹⁶⁾。

一方、狭い意味においては、「管理のための費用 (expense of management) : 会社政策を実行するための資本的支出 (capital expenditure incurred in forming company policy) など」と「管理による費用 (expense by management) : 保険契約を日々管理していくために生じる費用、すなわち、契約の維持管理・修繕費など」には違いがあると判断されている⁽¹⁷⁾。

⁽¹³⁾ 引受手数料 (underwriting commissions) などが含まれる。

⁽¹⁴⁾ 1982年3月末を基準とした小売物価指数によって調整が行われており、1982年3月以前に発生したキャピタルゲイン部分は非課税である。なお、物価上昇率等の情報は、租税歳入局のサイト<http://www.inlandrevenue.gov.uk/news/press.htm> で入手できる。

⁽¹⁵⁾ 一般事業会社に対する管理費用については、CCH (2001) 「Tax Handbook (2001-02)」 2,134頁を参照。

⁽¹⁶⁾ Sun Life Assurance Society 対 Davidson 訴訟 (1958年)、および、Hoechst Finance Ltd 対 Gumbrell 訴訟 (1983年)

⁽¹⁷⁾ Capital and National Trust Ltd 対 Golder 訴訟 (1949年)。恐らく、後半部分の「保険契約を日々管理していくために生じる費用、すなわち、契約の維持管理・修繕費など」が管理費用に含まれるものと思われる。

なお、管理費用には、新契約費 (acquisition expenses) も含まれるが、1990年1月1日以降に始まる会計年度⁽¹⁸⁾から、全額を費用計上せず、繰り延べられることとなった。詳しくは次節で述べる。

2. 新契約費の取扱い

(1) 新契約費の内容

税務上、新契約費の定義は明確にされなかったが、1989年財政法で新契約費の繰り延べ課税制度が導入されたことに伴い、以下の費用については繰り延べられることとなった。

- ・更新手数料 (renewal commission) を含むすべての手数料。
- ・手数料以外の管理費用で、新契約を取得する目的のみに支出された費用
- ・その一部が新契約を取得する目的のために、他の一部がそれ以外の目的のために支出された経費のうち、新契約に係わる部分であった。さらに、租税歳入局の解釈⁽¹⁹⁾としては、
- ・直接募集型営業部隊⁽²⁰⁾ (direct sales force) にかかる費用
- ・保険代理人 (intermediaries) への活動支援および教育訓練費用
- ・販売費および広告宣伝費 (marketing and advertising expenditure)
- ・新商品開発費用 (the design and pricing of new products)
- ・診査経費を含む、引き受け費用 (underwriting costs, including medical expense)
- ・事業費およびデータ処理費用、ただし、販売・マーケティング・査定・商品開発を含むスタッフおよび保険代理人に関するものに限る。
- ・販売促進 (promotional material) および申込書 (proposal forms) にかかる費用

は、新契約費とみなされた。

(2) 繰り延べ方法

新契約費の繰り延べは7年間にわたり毎年7分の1ずつ償却されるものであるが、経過措置として、導入初年度である1990年決算では、控除される新契約費は7分の5まで拡大 (=緩和) され、91年決算以降も1年ずつ償却期間が延長された。

1994年以降の契約については、7年間にわたり毎年7分の1ずつ控除されている。

⁽¹⁸⁾ 会計期間が1990年1月1日をまたぐ場合には、1990年1月1日以降の部分が対象となる。

⁽¹⁹⁾ 1991年2月25日に租税歳入局から生命保険会社へ通知されたもの。

⁽²⁰⁾ 生保会社が直接雇用している募集人を指し、自営の募集人とは異なる。

図表－12 管理費用として控除できる新契約費の割合

90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	00年
5/7	1/7	1/7								
	4/7	1/7	1/7	1/7						
		3/7	1/7	1/7	1/7	1/7				
			2/7	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7		
				1/7	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7

(資料) 「Taxation of Insurance Business(4th edition) : Butterworths (1999年)」より作成

VI. おわりに

図表－2に示した通り、英国生保資産に占める株式の割合は、1999年末で50%を超えている。

株式占率が高い理由としては、生命保険契約の解約返戻金が保証されていないため、リスク性資産への投資が積極的に行えるという商品性が考えられるが、さらに、1965年財政法が導入されるまでは、キャピタル・ゲインが非課税であり、現在も、1982年3月までに発生したキャピタル・ゲインは非課税であるという税制上の要因も考えられる。

つまり、英国では、販売商品／運用資産／税制の3者が見事に調和している。

一方、投資収益課税（I－E基準）について考えてみると、投資収益のみを課税対象とすることは、言い換えれば「死差益・費差益」は課税対象から除外するとも考えられる。これは、英国に古くから伝わる「相互取引の原則」⁽²¹⁾という概念によって、保険会社から税金という形で資金流出させることなく、契約者のために保障を充実させ、保険会社の支払能力確保にも貢献する仕組みであるとも考えられる。また、貯蓄性商品の占率が圧倒的に高いことから、主として、投資収益に担税力があるとみられているとも解釈できる。

日本と英国では、販売商品や監督方式などが異なるため、英国の税制をそのまま日本に適用させることには無理がある。しかし、保険会社を取り巻く様々な要素のうち、特に、販売商品／運用資産／税制の3者を調和させているところは、大いに見習うべき点ではないかと思われる。

今回の報告では、英国生保の法人税についての概要を述べたが、生保・支給開始年金事業以外の事

⁽²¹⁾ 「人は自分自身では利益を生み出すことは出来ない。同様に、お互いの給付のために一緒に参加する人の集団があり、剰余をもたらした人々の給付のために剰余が所有される場合には、その剰余金には課税されない。」という原則。

業に対する課税方法や、各事業間での利益配分方法など、報告できなかった部分を数多く残してしま
った。また、保険金や配当金を受取った場合の個人に対する所得税と法人税との関係についても触れ
ることが出来なかった。

これらの点を踏まえ、さらに、E C加盟国を含めて、引き続き、諸外国の税制について調査・研究
していきたいと考えている。

なお、生命保険会社に対する課税原則の変遷を付録として掲載したので、ご参照頂ければ幸いである。

(付録) 課税原則の変遷

(1) 1915 年財政法

保険会社に対する課税原則を扱った最初の法律は、1915 年財政法である。特長としては、以下の事項が挙げられる。

- ・年金を含む生命保険事業が、他の保険事業から分離された。
- ・別表 D ケース I での損益は、投資所得を含めて計算された。
- ・管理費用についての税額免除 (tax relief) が、投資所得について課税されていた生命保険会社にも与えられた。

(2) 1923 年財政法

1923 年財政法は、1920 年所得税調査委員会の勧告を受け、以下の 3 点の変更を行った。

- ・1923 年簡易保険法で、税法上、基本的生命保険と簡易生命保険を分離した。両者の利益計算方法は同一であるが、簡易生命保険の方が、管理費用が高かったため、両者を分離して、簡易生命保険の超過管理費用を基本的生命保険の利益で相殺できないようにした。
- ・一般生命保険の年金準備金 (annuity fund) の扱いを改定した。具体的には、1915 年財政法の後で、所得税を負担すべき「所得」が、「年金支払額+年金準備金に割り当てられた管理費用」を超えない限り、年金準備金は非課税とされた。また、年金準備金は生命保険準備金の一部を構成しており、生命保険準備金はアクチュアリアルに評価されていたため、ケース I 利益ではなく生命保険準備金の投資所得から管理費用を控除して課税した方が、租税歳入局に有利であった。しかし、年金準備金そのものは投資所得から管理費用を控除した額に課税するよりもケース I により算定した金額に課税した方が多額の税金が見込まれたので、1923 年法において 1915 年財政法を、ケース I 利益による算定に改定した。
- ・株式会社の株主に割り当てられる利益の部分について、企業が支払った所得税⁽²²⁾は、支払配当金を「免除⁽²³⁾」とするために利用できた。その結果、株主に割り当てられる利益について、会社が支払った所得税は株主を代理した形で、株主の標準税率で課税された。
- ・契約者に割り当てられる利益の部分は、1923 財政法により「契約者または支払年金のため留保される別表 D ケース I 利益 (免除投資所得) は税額を計算する場合に控除する」こととし、法人税は株主部分のみに課税されることになった。

⁽²²⁾ 1965 年財政法が導入されるまでは、企業の所得に対しても所得税が課されていた。

⁽²³⁾ 株主配当は法人税課税後の利益の配分であるとの考え方により、株主配当は課税が免除される。

(3) 1965年財政法

1965年財政法で生命保険会社の課税制度が大きく変化した。主な変更点は以下の通り。

- ・ キャピタル・ゲインに対する包括的課税の導入により、租税歳入局が保険会社の投資資産で実現したキャピタル・ゲインを別表Dケース I の範囲外で課税する手段を持つこととなった。
- ・ 会社の所得に対して、所得税ではなく、法人税が課されることになった。
- ・ これまでの生保会社課税制度を、そのまま法人税に移行した。
- ・ 免除投資所得についての新しいルールと、株式会社の支払った配当金の扱いが、保険会社の課税上の扱いに影響を与えた。免除投資所得が法人税で課税されなくなり、会社の別表Dケース I による利益のなかにこれを含めることが出来なくなった。そこで保険会社の別表Dケース I の利益の算定にこの免除投資所得を含める権限を歳入庁に与える特別の立法が行われた。

(4) 1989年および1990年財政法

1989年から1990年にかけて抜本的な改訂が行われた結果、ほとんどの保険会社がこれまでよりも多額の税金を支払うことになった。

改訂の動機は、生命保険が他の金融商品よりも有利な条件で販売されているという非難があったことと、生命保険会社の納税額が少なすぎるという租税歳入局の懸念があったことである。

新法の概要は以下の通りである。

- ・ 1915年財政法により始められた、課税目的上の保険事業の種目の分離を縦続する。従って、普通生命保険事業（「基本的生命保険事業」に呼称変更）、企業年金、一般年金および海外生命保険事業は分離して取扱う。一つの事業で損失または経費の超過が生じた場合は、他の種目の保険事業と相殺することはできない。
- ・ ケース I で、保険契約者に対し割り当てられた配当金を利益から控除する事を認めた。
- ・ ケース I で課税する場合、通商産業省（D T I : Department of Trade and Industry）への報告書において収入と処理した範囲内で、投資所得およびキャピタル・ゲインを営業所得に計上することを保険会社に求めた。
- ・ 投資所得およびキャピタル・ゲインを各保険種目間に配分するにあたり、保険契約者に対する保険数理上の債務に比例して分配する仕組みを導入した。

参考文献

- [1] CCH (2000) 「Tax Statutes and Statutory Instruments 2000 – 2001 1A」
- [2] CCH (2000) 「Tax Statutes and Statutory Instruments 2000 – 2001 1B」
- [3] CCH (2001) 「Tax Handbook (2001-02)」
- [4] James S. Macleod & Arthur Levitt (1999) 「Taxation of Insurance Business (4th edition)」
Butterworths
- [5] Tillinghast-Towers Perrin (2001年) 「Insurance Pocket Book 2001」
- [6] 監査法人トーマツ (1997) 「EU加盟国の税法」中央経済社
- [7] 社団法人 日本アクチュアリー会 (1989) 「保険2 (生命保険) 第4章 保険会社税制」
- [8] 財団法人 生命保険文化研究所 (2001) 「2001年版 主要国生命保険統計要覧」
- [9] Swiss Re (2001年) 「sigma (2001年 No. 6) : World insurance in 2000: another boom year for
life insurance; return to normal growth for non-life insurance」
- [10] 東洋経済 (2000年) 「東洋経済統計月報 (第60巻第9号) 2000年9月号」